

熊本県公告第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字池田1068番1、同1068番18、同1068番20、同1077番、同1078番、同1084番1、同1084番2、同1084番3及び同1085番1
2,051.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市一部925番地
有限会社裕基産業

熊本県公告第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンター フナツ
熊本県八代市田中西町17号10番地
- 2 変更しようとする事項
(1) 駐輪場の位置の変更
変更前 園芸棟西側
変更後 雑貨棟南側
- 3 変更する年月日
平成15年1月17日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
ホームセンターフナツ株式会社 代表取締役 船津良和
熊本県八代市田中西町17号10番地
(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,289平方メートル
(3) 駐車場の収容台数
69台
(4) 駐輪場の収容台数
10台
(5) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
(6) 廃棄物等の保管施設の容量
30立法メートル
(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻午前9時 閉店時刻午後8時
(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで
(9) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後5時まで
- 5 届出年月日
平成15年1月16日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成15年2月12日から平成15年6月11日まで

熊本県公告第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営錦南部地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第6項で準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営錦南部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し